

産業建設委員協議会記録

開会年月日	令和元年11月18日
開会時刻	午前10時46分
閉会時刻	午前11時34分
出席委員名	◎上村和生 ○野口佳子 中村 功 世古 明
	小山 敏 山本正一 宿 典泰 世古口新吾
	中山裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	森田晃司
協議案件	1 工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和について
	2 第3次伊勢市総合計画の進行管理について
	3 第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
	4 森林環境譲与税を財源とした森林整備について《報告案件》
	5 勢田川流域等浸水対策協議会について《報告案件》
	6 伊勢市土地利用基本方針の見直しについて《報告案件》
説明者	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事、都市計画課長、
	産業観光部長、産業観光部参事、商工労政課長、商工労政課副参事、
	農林水産課長、農林水産課副参事、情報戦略局長、情報戦略局参事、
	その他関係参与

伊勢市議会

協議経過

上村委員長が開会を宣告し、会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和について」外5件を協議し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時46分

◎上村和生委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任をいただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいさせていただきます。

【工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和について】

◎上村和生委員長

それでは、「工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和について」を御協議願います。

当局からの説明を願います。

都市整備部長。

●森田都市整備部長

本日は大変御多用のところ、産業建設委員会に引き続き産業建設委員協議会を開催いただき、まことにありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件は、ただいま委員長から御案内のありましたとおり、「工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和について」外2件の協議案件と報告案件が3件でございます。

詳細につきましては、各担当部署から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

◎上村和生委員長

商工労政課副参事。

●野中商工労政課副参事

それでは、「工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和について」御説明申し上げます。

本件につきましては、去る8月26日開催の産業建設委員協議会にて御審議いただいた後、

9月17日から10月16日にかけてパブリックコメントを実施しておりました。本日はその結果及び今後の予定について御説明申し上げます。

資料1-1をごらんください。パブリックコメントの結果概要でございます。

(1) 意見募集した案件、伊勢市工場立地法に基づく準則を定める条例(案)につきまして、(2)から(5)の内容でパブリックコメントを実施させていただきました。

裏面をごらんください。2の意見募集の結果でございます。

御意見は1名の方から1件いただきました。表の左側にいただいた御意見、右側に意見に対する市の考え方を記載しております。

御意見の要点は、現行の環境面積率や緑地面積率と緑地面積率等の緩和による住民の健康等の保持に関する影響について、根拠を示してほしいというものでございます。

まず、現行の面積率の根拠でございますが、工場立地法の制定当時に敷地面積利用に創意工夫しているモデル工場や、地方公共団体の緑化条例及び外国における緩衝帯の事例を参考とし、国の準則により定められております。

次に、市民の健康の保持に関しましては、周辺的生活環境に配慮するため、届け出の際、住宅、学校、病院等が存在する方向に重点的に環境施設等を配置するように、引き続き指導してまいります。

続きまして、3の条例(案)の修正につきましては、御意見が先ほど述べさせていただきました根拠の説明を求めるものでございましたので、なしとさせていただきます。

続きまして、4の今後の予定でございます。12月市議会定例会へ条例(案)を御提案させていただきます、御承認いただきましたら、令和2年1月の施行を予定しております。

なお、御参考までに、資料1-2にパブリックコメントの資料を添付させていただきます。

以上、「工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和について」、御説明申し上げます。よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎上村和生委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

宿委員。

○宿 典泰委員

今後の予定のところの令和2年1月とありますけれども、これは4月ということになるとちょっと該当者がおるといふことの認識なんですか。ちょっと教えてください。

◎上村和生委員長

商工労政課副参事。

●野中商工労政課副参事

今、特に該当するところは聞いておりませんが、周知期間に関する事だと思っておりますけれども、この届け出に関しては、工場が建築とか造成を始める90日前に届け出をしなければ

ればならないということでありまして、今までの例でいきますと、その以前にも相談を受けることが多くございます。さらに内容に特に問題がなければ、短縮届というのがありまして、それを出していただきますと30日前までに60日短縮できますので、その間に周知できるということで、早目に施行して企業の設備投資の促進につなげたいと考えております。

○宿 典泰委員
わかりました。

◎上村和生委員長
よろしいですか。
他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長
御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【第3次伊勢市総合計画の進行管理について】

◎上村和生委員長
次に、「第3次伊勢市総合計画の進行管理について」を御協議願います。
当局からの説明を願います。
情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、「第3次伊勢市総合計画の進行管理について」御説明申し上げます。

これは、昨年策定いたしました第3次伊勢市総合計画の平成30年度の事業結果等に係る各所属による自己評価及びこれを受けての総合計画審議会の答申内容について、その概要を御説明申し上げるものです。

資料の2-1をごらんください。こちらに記載のとおり、産業建設委員協議会の所管は、第6章、産業・経済及び第7章、都市基盤でございます。

資料2-2をごらんいただきたいと思います。なお、この資料につきましては、総合計画審議会に諮問した際の資料でございます。

まず、進行管理の目的、1に記載のとおり、市政を取り巻く社会的状況等の変化、また、それから考えられる課題、数値目標の達成状況を確認し、その結果を踏まえ次年度予算編成を行い、効果的な行政運営を進めることとしております。

2、構成及び確認の考え方でございますが、(1)基本計画の序章に係る確認として、計画策定時からの現状及び課題の変化を確認して、全般的に考慮すべき事項等を追記し、また、(2)基本計画の各章に係る確認として、各節単位で設定しております4年後の数値指標の進捗状況と今後の取り組みの方向性及びその根拠、考え方を確認いたしております。

まず、基本計画の序章に係る確認につきまして、御説明を申し上げます。まちづくりの主要課題として、2ページの「子供を産み育てやすい環境づくり」から5ページの「有形・無形の歴史的・文化的資産の継承と活用」、ここまで七つの課題というのを設定してございますが、全体的に大きな変化はございませんでした。ただし、5ページをごらんいただきますと、上段、自然災害への備え、こちらにおきまして、昨年のおよび北海道胆振東部地震、西日本豪雨などで、特に避難所運営及び被災者の生活再建に係る問題が見受けられたため、これらの教訓を十分に踏まえた大災害への備えをしていくことが重要というふうにしております。

恐れ入ります。7ページをごらんください。こちらは、数値指標の達成度に係る担当課による自己評価結果の一覧表でございます。ごらんのとおり33節で合計36の指標を設定しております。

当産業建設委員協議会所管の第6章、産業・経済及び第7章、都市基盤整備の各章の評価結果は記載のとおりですが、「進んでいない」のC評価は三つでございました。第6章、産業・経済では、53ページの第1節農林水産業で、農業従事者数及び漁業従事者数が、また58ページをごらんいただきますと、こちらは第3節、観光、記載してございますが、この第3節観光では、神宮参拝者数が計画策定時の人数を下回る結果となったものでございます。

それから、第7章、都市基盤では、70ページをごらんいただきたいと思っております。70ページ、第4節、住環境で、伊勢市に住み続けたいと思う市民の割合が計画策定時よりも下回っております。

恐れ入りますが、もう一度53ページにお戻りいただきたいと思っております。各事業ごとの詳細な説明は割愛させていただきますが、シートの構成について御説明を申し上げます。

シートは節ごとに作成してございまして、上段、こちらには総合計画での位置づけや数値指標の基準値、目標値及び実績値の推移と進捗状況の評価、重要課題の成果指標の推移と重要課題へ取り組む主な事業を記載してございます。波線を挟んで、その下側、左には前年度の進行管理での審議会の指摘事項、そしてその右側にはその対応状況、また、一番下には前年度の実績と見通し、それを根拠とした今後の取り組みの方向性を記載してございます。

また、裏面には当該節の全事業、こちらを記載してございます。

恐れ入りますが、資料の2-3をごらんいただきたいと思っております。こちらは、去る10月18日付の総合計画審議会の答申書の写しでございます。まちづくりの主要課題の確認等及び分野別計画に対する意見として、御意見、御提案等をいただいております。

5ページをごらんいただきたいと思っております。第6章、産業・経済の第3節、観光では、夜間にタクシーがない問題、また、第4節、就労・雇用では、賃金の未払い・サービス労働の黙認の防止について、第7章、都市基盤の第4節、住環境では、空き家対策や地籍事業の推進、そして第6節、上水道・下水道では、今後の人口減少を見据えた身の丈に合った施設の管理について、御意見等をいただいております。

今回の答申内容につきましては、今後の事業展開等に生かしてまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

◎上村和生委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

中村委員。

○中村 功委員

1点、進行管理シートの今、進捗状況Cの評価を御説明いただいたんですが、少しおかしいなという気がしていますので、1点だけ言わせてください。

70ページに住環境のところ、伊勢市に住み続けたいと思う市民の割合が、平成29年度の基準値が下回ってCと、こういうお話です。しかしながら、その下の重点課題の成果指標を見てみますと、空き家が目標値が180件を350件対応しておるわけですね。倍も、これは非常に評価すべき案件だと思うんです。それがたまたまというんか、市民の割合をとっておるがためにC評価というのは、いささか何かおかしいかなという。もともとの割合をここに当てたということがいかなのかなというようなことです。

先ほどのC評価、ほかの観光の部分についても同様のことだと思います。あるいは農業のところでも、その辺は今後すぐに変えられるという話ではないんですが、指標そのもののとり方がおかしいかなという気がしていますが、その辺の見解はどうでしょうか。

◎上村和生委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

ただいま御指摘をいただきましたように、特に節の数値目標、根拠といいますか、こちらの達成状況を特に基準にいたしまして評価のほうしておりますが、先ほどおっしゃられましたように、その下に重点課題というふうな数値も置いてございますので、ちょっとそのあたりはどういうふうに、今おっしゃられたような視点も含めながら、トータル的に評価するような形でということやと思うんですけれども、ちょっとそのあたりは検討させていただきたいと思います。以上でございます。

◎上村和生委員長

中村委員。

○中村 功委員

確かにいろいろ評価の仕方というのが、たまたま住み続けたいと思うのが、空き家があったら住み続けたくないのかということも、何かおかしいなとそもそものところも感じますが、ほかの事業に当たってもその辺また見直しが必要であれば、適当な時期にやはりしていただきたいなと思います。まともというか、本当にわかりやすい評価をしていただきたいなと思います。以上です。

◎上村和生委員長

他に御発言はありませんか。

宿委員。

○宿 典泰委員

僕、ちょっと質問もなかったんですけど、今の話聞いておると、C評価が云々と中村委員は言われておるけれども、見直しをやって何かBとかAになるというような話なんですか。何をどうするかという評価のことをもう一度教えてください。

◎上村和生委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

すみません。先ほど中村委員がおっしゃられたのは、一番上の節の数値目標、これが一番大きいのは大きいところではございますけれども、市民の感覚のところもございますし、実態としての数字としては、空き家の話とか実質の数字が上がっている部分はございますので、単純に上段だけの評価ということで、達するか達しないかということで、この評価にさせていただきましたけれども、総合的に勘案するという視点を先ほどおっしゃられましたので、ちょっとそのあたりは研究をさせていただきたいなと思っております。以上でございます。

◎上村和生委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

そうすると、あとA、Bついておるところもみんなそういうことで、再確認をするということですか。

◎上村和生委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

先ほどおっしゃられましたように、今後の検討課題ということでのお話だったかと思しますので、一旦こういう形で資料のほうを出させていただいておりますけれども、今後この評価の仕方については研究・検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○宿 典泰委員

私個人の話かもわかりませんが、やはり評価というのがどういう形でやっておるかということを見るようにちゃんとやって、もう一度、私どもの産業建設委員会に関係するものだけはお答えをいただきたい。これだけ要望しておきます。

◎上村和生委員長

他に御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎上村和生委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について】

◎上村和生委員長

次に、「第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について」、御協議を願います。

当局から説明をお願いします。

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）につきまして、御説明を申し上げたいと存じますが、申しわけございません、資料に誤りがございましたので、まず訂正のほうをお願いしたいと存じます。

資料3-1の裏面、4、5、6とある6番目でございますが、「第2期伊勢市まち・ひと・しごと総合戦略案」となっておりますが、正しくは「第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略案」でございます。「創生」が欠落しておりました。申しわけございませんでした。

それでは、御説明を申し上げます。まず、資料3-1、表面、もう一度ごらんいただきたいと思えます。

1番の背景でございますが、平成27年度に策定いたしました伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略が今年度で終了いたしますことから、国の次期総合戦略の基本方針に沿って策定するものでございます。国においては、人口維持のための長期ビジョンについては大きな変更をせず、また、総合戦略については継続を力にすること、四つの基本目標は維持しつつ、必要な強化を行い、新たな視点に重点を置いて施策を推進するという枠組み、こちら国のほうで示されまして、同時に地方に対しては、人口ビジョン、総合戦略を国の長期ビジョン・総合戦略を踏まえて、切れ目なく改訂することが求められたところ、

2、基本方針といたしましては、伊勢市人口ビジョン、こちらは現状分析と時点修正を行い、また、伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第3次総合計画に掲げる内容を基本としつつ、国の基本方針を勘案し、国の総合戦略に対応する四つの基本目標は維持しながら、関係人口の創出・拡大、女性、高齢者、障がい者、外国人等が共生するまちづくり、Society 5.0の実現に向けた技術の活用など、新たな視点を重点的に取り入れる形で改訂することとしております。計画期間は令和2年度から6年度までの5カ年とし、

毎年度P D C Aサイクルによる検証を行い、必要に応じて見直しを行うことといたします。

3、経過に記載のとおり、8月以降、庁内会議及び外部有識者で構成するまち・ひと・しごと創生会議で協議をしてまいりました。

裏面をごらんいただきたいと思います。まず、恐れ入ります、現行の第1期総合戦略の検証、人口ビジョン案及び第2期の総合戦略案については、後ほど御説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

7の第2期総合戦略案へのパブリックコメントの実施につきましては、議会で御協議いただいた後、記載のとおり11月25日から12月25日まで実施したいと存じます。

8、今後のスケジュールでございますが、創生会議及び議会で頂戴した御意見とパブリックコメントの結果を踏まえた修正案を第3回の創生会議に諮り、3月定例会前の各常任協議会で御協議いただいた後、3月、今年度内に完成する予定でございます。

それでは、前後いたしますが、4、第1期の検証結果及び6、第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略案については私から、5の伊勢市人口ビジョン案、こちらについては杉原参事のほうから御説明を申し上げます。

まず、第1期の検証結果を御説明申し上げますので、資料3-2、伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証結果をごらんいただきたいと思います。こちらのほうで、ピンク色で表示しておりますのが産業建設委員協議会関係分、黒字は複数の協議会に関連する内容でございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。これは四つの基本目標に係る評価でございますが、数値目標の達成度合い、また、具体的施策の達成状況から、A、B、Cの3段階評価を行ったもので、合計特殊出生率が特に低下をいたしました3、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、こちらについては「余り進まなかった」のC評価、それ以外は「ある程度進んだ」のB評価とし、全体的な総合評価は、右上に記載のとおりB評価といたしました。

具体的施策等の詳細内容につきましては、2ページ以降に記載しておりますので、恐れ入りますが、後ほどごらん賜りたいと存じます。

続きまして、第2期総合戦略案につきまして御説明を申し上げますので、資料3-4をごらんください。こちらの資料につきましても、産業建設委員協議会関係、ピンク色で表示しております。また、現行の総合戦略からの変更箇所には黄色の網かけを施してあります。

2ページをごらんいただきたいと思います。まち・ひと・しごと創生会議、既に開いた創生会議のほうで御意見をいただいておりますが、その御意見から(2)交付金の積極的な活用として、「既存事業の見直しによる財源の捻出と交付金を積極的に活用しながら各施策に取り組むこと」を追記し、また、伊勢市としての人口減少の捉え方、伊勢の特色を出した計画にすべきとの意見を受けまして、(3)の基本的視点につきましては、人口ビジョンの第5章に掲げる人口減少克服に向けた三つの課題、こちらのほうを踏まえまして、「結婚・出産・子育てを後押しするまち、伊勢」、「地元で働けるまち、伊勢」、「暮らしの魅力にあふれ続けるまち、伊勢」と現行の総合戦略から見直しを行っております。

3ページの基本目標につきましては、目標値及び現状値を設定し直しております。また、

検証結果等を踏まえて、重要業績評価指標、K P Iの見直しを行っておりますが、当協議会関係では施策の整理に伴い、2件削除いたしております。

それぞれの施策の詳細については、資料を御高覧賜りますようお願い申し上げます。

非常に雑駁ではございますが、私からの説明は以上でございます。

◎上村和生委員長

情報戦略局参事。

●杉原情報戦略局参事

続きまして、私から人口ビジョンについて御説明いたしますので、資料の3-3をお願いいたします。これは、平成27年10月に策定した人口ビジョンについて、策定から4年を経過しての時点修正及び現状分析を行い、改訂するものでございます。

資料の3ページ、4ページに改訂の概要を記載しております。

最初に、4ページの(6)の将来展望をごらんください。

後ほど詳細は御説明いたしますが、策定から4年間における本市の人口の動向を見ますと、人口ビジョン策定時とほぼ同じ状況が続いていることから、目指すべき将来の方向及びその取り組みによる改善の仮定は変更することなく、引き続き2060年の将来人口9万人を展望することとするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りをいただきまして、(1)の自然増減及び社会増減の現状をごらんください。自然増減につきましては、策定時と同様に出生数がほぼ一貫して減少し、死亡者数のほうが多くなる自然減になっており、自然減の数が年々増加しております。また、社会増減につきましても、年により減少幅に差があるものの、策定時と同様に転出超過の社会減が続いております。

次に、(2)の市の産業の現状でございますが、総生産額、1人当たり所得、産業別人口と人の流れ、求人・求職状況につきましても、策定時と同様の傾向となっております。

次に、(3)の将来人口の推計の比較でございます。人口ビジョンを策定するに当たりましては、将来人口を推計する必要があることから、国勢調査結果をもとに国立社会保障・人口問題研究所、社人研が作成しております推計式を用いて、2060年の将来人口を推計しております。平成22年国勢調査結果による平成25年基準推計によりますと、2060年の将来人口は6万6,000人でしたが、平成27年国勢調査結果による平成30年基準推計では、8万4,000人となっております。この結果だけを見ますと、本市の人口減少の流れは鈍化していることとなりますが、推計式の設定が次の(4)に示す本市の現状とは異なる数値を用いていることによるものでございます。具体的には、合計特殊出生率につきましては、仮定が1.44に変更されておりますが、現状は(4)に記載しておりますとおり、1.34でございます。

また、人口移動の仮定、これは社会増減に当たるものでございますが、転入超過傾向に変更されておりますが、現状は転出超過の社会減が続いております。

続きまして、4ページをお願いいたします。(5)の将来人口の推計と伊勢市の現状の比較につきましては、先ほど御説明しましたことを整理しております。

以上のことから、今回の改訂におきましても、将来人口の展望に当たりましては、引き続き平成25年基準推計を使用することとしております。

なお、2章以降におきまして、事前修正や現状分析の追記をしておりますので、後ほど御高覧をいただきますようお願いいたします。

以上、人口ビジョンについて御説明いたしました。よろしくようお願いいたします。

◎上村和生委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎上村和生委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時14分

◎上村和生委員長

休憩を閉じ、会議を開きます。

【森林環境譲与税を財源とした森林整備について《報告案件》】

◎上村和生委員長

続いて、報告案件に入ります。

「森林環境譲与税を財源とした森林整備について」当局から報告を願います。

農林水産課副参事。

●徳田農林水産課副参事

それでは、「森林環境譲与税を財源とした森林整備について」御説明申し上げます。

資料4、1、森林環境譲与税をごらんください。

(1) 創設の背景でございます。パリ協定のもと、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成等に向けて、主に市町村が行う森林整備等の財源に充当するため、創設されたものです。森林環境譲与税は令和6年度から実施される国税です。

中段の黒丸、制度のイメージ図の右側をごらんください。国から森林環境税の全額が森林環境譲与税として地方公共団体に配分されます。森林環境譲与税を活用し、都道府県においては人材育成や市町村の支援等に、また、市町村におきましては、間伐等の森林整備や木材利用促進等を諮ります。

下段、黒丸、森林環境譲与税の配分予定をごらんください。伊勢市への配分としまして、令和元年度から令和3年度まで約1,200万円、令和4年度から令和6年度は約1,800万円、令和15年度以降約4,000万円の配分となる予定です。

(2) 目的をごらんください。森林環境譲与税の目的としまして、一つ目は管理が不十分な森林の効果的かつ長期的な森林整備の促進、二つ目は地域材を活用した木材利用の促進です。

2 ページ目をごらんください。

2、森林経営管理制度でございます。平成31年4月から森林経営管理法に基づき、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進する制度です。本制度の実施に森林環境譲与税を活用することとなります。

黒丸、森林経営管理制度の概要の下の絵をごらんください。適切に経営管理されていない森林について、①森林所有者に今後どのように経営管理したいか御意向を確認します。②委託したいとの回答をいただきましたら、協議の上、経営管理の手続を行います。③林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託します。④林業経営に適さない森林は、市町村が森林管理を行います。以上が、森林管理制度の主な流れになります。

次に、3、伊勢市の現状と課題をごらんください。

(1) 森林の現状です。伊勢市の森林全てが民有林で、面積は自然体の約半分を占めており、ほぼ全部が私所有の新任です。そのうち、神宮林は約50%となっています。また、間伐率は約30%で、その大半は神宮林の間伐によるものでございます。

3 ページ目をごらんください。

(2) 課題でございます。経営意欲の低下、所有者不明の森林の増加や境界未確定の森林の存在等が課題となっています。

次に、4、今後の取り組みです。

(1) 主なものといたしまして、一つ目は全体計画の策定として、森林情報の整理や整備を行う対象森林の抽出、意向調査の優先順位等を行います。二つ目は策定した計画に基づき、森林の経営管理を行うこととなります。主な流れといたしましては、森林所有者の意向確認、境界査定、間伐となります。三つ目は地域材を活用した公共建築物等の木造、木質化等の推進を図ります。

(2) 効果としまして、放置された森林の経済的な活用や災害リスク等の低減による地域住民の安全・安心への寄与、市の介在による長期的な森林整備等の効果があると考えております。

(3) スケジュール案でございます。今年度の森林環境譲与税は基金に積み立て、令和2年度から意向調査、全体計画策定、木材利用に着手し、森林整備等の取り組みを進めていきたいと考えております。なお、今年度収入する森林環境譲与税の基金への積み立てに当たりましては、基金設置の条例を制定する必要がありますので、来年の3月議会でご審議をお願いしたいと考えております。

最後に、4 ページ目をごらんください。

森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の関係を対比した表となっておりますので、後ほど御高覧ください。

以上、「森林環境譲与税を財源とした森林整備について」、御報告申し上げます。よろしくお願いたします。

◎上村和生委員長

本件は報告案件であります。特に発言がありましたらお願いをします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【勢田川流域等浸水対策協議会について《報告案件》】

◎上村和生委員長

次に、「勢田川流域等浸水対策協議会について」当局から報告を願います。

都市整備部次長。

●宮本都市整備部次長

それでは、「勢田川流域等浸水対策協議会について」御報告申し上げます。

資料5-1をごらんください。

まず、1の経緯でございます。本件につきましては、平成29年10月の台風21号により、勢田川、桧尻川、汁谷川で氾濫が発生し、広範囲で浸水被害が起きたことから、国・県・市が一体となって勢田川流域等浸水対策協議会を設立し、浸水被害軽減に向けてのハード対策及びソフト対策の検討を行い、平成30年6月19日に勢田川流域等浸水対策実行計画を策定いたしました。そのことにつきましては、同年7月5日に開催されました産業建設委員協議会で御報告させていただいたところでございます。その後、現在におきましては、実行計画に基づき、勢田川流域等浸水対策緊急プロジェクトとして、国・県・市において事業を実施しているところでございます。

次に、2の勢田川流域等浸水対策実行計画の内容でございますが、こちらは前回の協議会で説明をさせていただきましたので、資料5-2の概要版につきましては、後ほど御高覧ください。

では、次に3の主な短期計画の進捗状況について御報告いたします。

恐れ入りますが、資料5-3をごらんください。

まず、左上の表でございます。こちらは実行計画に明記してあるハード対策及びソフト対策を合わせて、23の浸水被害軽減対策メニューについて、実施する目標期間に進捗状況を表示しております。実施済みが赤色、令和2年または令和3年の完了予定が緑色、実施中が水色、今後または継続の予定が黄色で表示しております。

では、国・県・市の主な事業につきましては、写真を添付しておりますので、それぞれ順番に説明申し上げます。

まず、右上の国からいたします。

勢田川の緊急的な堤防のかさ上げ整備につきましては、右岸118メートル、左岸95メートル完成しております。

次に、危機管理型水位計につきましては、国においては市内に9基を設置し、そのうち勢田川に1基を設置し、完成しております。

次に、勢田川の河道掘削につきましては、現在2万9,000立米の掘削状況で、進捗率としましては34%、令和3年度の完成予定でございます。なお、掘削発生土につきましては、改良した後、朝熊町の伊勢廃棄物投棄場へ運搬し、駐車場の造成土として活用しております。このことにより、国においても市においても、工事費の削減を図っております。

次に、桧尻川排水機場のポンプ増強について御説明いたします。左側が現況の状況で、右側がポンプ増強後の完成のイメージ図です。当排水機場につきましては、現在ポンプの排水量は毎秒11.5立米で、今回1.7倍に当たる毎秒19.5立米に増強するものでございます。現在の進捗状況につきましては、詳細設計が完了し、地元説明を終え、用地が対象となる地権者と境界立ち会いを実施したところでございます。

次に、右下の三重県の主な事業の状況でございます。

まず、桧尻川の河道掘削につきましては、現在1,400立米の掘削状況で、進捗率としましては50%、令和2年度の完成の予定でございます。

次に、危機管理型水位計につきましては、県においては市内に7基を設置し、うち勢田川に1基、汁谷川に1基、計2基を設置完成しております。

次に、汁谷川の河川整備計画の状況について御説明いたします。添付写真は、県の流域委員会の状況です。今後の予定としましては、河川整備計画（案）を年内に作成して国に提出し、年度内に策定を予定しております。

では、最後に左下の伊勢市の主な事業の状況でございます。

まず、勢田川の逆流防止フラップ弁につきましては、7基を設置し、完成しております。

次に、下水道整備につきましては、桧尻川の上流部に当たる桧尻1号雨水幹線の護岸補強工事を着手したところでございます。また、桧尻川第1、第2、倉田山の3排水区につきましては、事業実施に向け事業計画の変更を現在手続中でございます。

次に、汁谷川排水機場の耐水化整備につきましては、完成をしております。

次に、危機管理型水位計につきましては、市では市内に20基を設置し、うち桧尻川に2基、汁谷川に1基、計3基を設置し、完成しております。

次に、SNSとAIを活用した現場実証訓練について御説明いたします。近年のたび重なる大規模な豪雨災害の発生を踏まえ、伊勢湾台風から60年を機に、国土交通省が主体となり、ソフト対策の一つとして、高齢者の避難支援や水防団の円滑な活動支援などを目的に、国、県、市の行政機関とSNSとAI技術を有する企業、研究機関等12機関が連携し、防災情報の入手と安否確認など、全国で初めてとなる現場実証訓練を本年9月13日に当市で実施いたしました。市内に設置済みの危機管理型水位計も大いに活用したところでございます。

では、恐れ入りますが、再度、資料5-1にお戻りください。

4番、今後の取り組みについてでございます。現在の進捗状況につきましては、今、説明させていただきましたとおり、ほぼ計画どおり進んでおります。今後も各事業の進捗管理と必要に応じての計画を見直し、効果的な被害の軽減を目指します。

また、県が作成中の汁谷川の河川整備計画（案）が完成した後は、協議会を開催し、河川整備を進めるための検討をしてまいります。

以上、「勢田川流域等浸水対策協議会について」御報告申し上げます。よろしくお願

いたします。

◎上村和生委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市土地利用基本方針の見直しについて《報告案件》】

◎上村和生委員長

次に、「伊勢市土地利用基本方針の見直しについて」当局から御報告を願います。
都市計画課長。

●荒木都市計画課長

それでは、「伊勢市土地利用基本方針の見直しについて」御報告申し上げます。

資料6-1をごらんください。

土地利用基本方針は土地利用の課題や都市マスタープランに定める土地利用の方針を踏まえ、用途地域、特定用途制限地域、特別用途地区といった都市計画の地域地区指定の考え方などを示すものでございます。

資料の1、これまでの経緯でございます。

平成21年5月に策定した都市マスタープランの土地利用の方針を踏まえ、平成23年3月に現在の土地利用基本方針を策定しております。その方針として、一つ目は市街地の拡大は基本的に行わないこと、二つ目は特定用途制限地域による地域特性に応じた土地利用のコントロールを行うこと、三つ目は特別用途地区による周辺環境や市の中心部への影響が大きい大規模集客施設の立地のコントロールを行うこととあります。

平成24年4月にはこの土地利用基本方針に基づき、用途地域の変更、特別用途地区、特定用途制限地域の都市計画決定を行いました。その後、平成30年3月に策定した立地適正化計画では、都市機能誘導地域や居住誘導地域を設定し、本年5月の都市マスタープランの改訂では、第3次伊勢市総合計画や立地適正化計画及び防災まちづくりの考え方を反映しました。

続きまして、2の土地利用基本方針の見直しについてでございます。

(1)の土地利用基本方針の目的は、都市マスタープランなどの関連計画の考え方や現基本方針策定後の土地利用の修正などを踏まえ、市全体の土地利用方針や用途地域など、地域地区の指定の考え方を示すこととあります。

(2)の見直しの考え方は、現在の都市計画決定の内容を踏まえた土地利用の課題や災害対策を踏まえた土地利用の推進方策について整理するものでございます。

続きまして、3の主な見直しの内容でございます。

(1)の土地利用の課題につきましては、現方針策定後に課題の対策である特別用途地

区、特定用途制限地域の決定を行いましたので、これらに関する土地利用の課題については削除いたします。

また、(2)の用途地域の指定範囲の考え方では、災害を想定し、より安全な地域へ諸機能を誘導することは重要ですが、既成市街地の用途地域を解除してしまうと、その地域の用途制限が緩和され、環境が悪化してしまうおそれがあります。このため、既成市街地の保全の観点から、災害への対応を目的とした用途地域の解除は原則として行わないとしております。

以上、基本方針の見直し箇所につきましては、現行の基本方針に赤字で記載し、資料6-2にまとめておりますので、後ほど御高覧ください。

続きまして、4の今後のスケジュールでございます。

基本方針の見直し案につきましては、本日の御報告の後、11月25日から12月25日の期間でパブリックコメントを実施し、市民の皆様の御意見を伺いたいと考えております。その後、パブリックコメントの結果により、必要に応じて修正等を行い、来年1月24日予定の都市計画審議会にて御答申いただければ、2月に本協議会へ改めて御報告申し上げ、3月を目標に改訂、公表したいと考えております。

以上、「伊勢市土地利用基本方針の見直しについて」御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎上村和生委員長

本件も報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いをします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時34分